

## 品川区生活保護受給者等自立支援プログラム実施要綱

制定 平成24年3月28日 区長決定 要綱第64号

改正 平成26年3月28日 区長決定 要綱第47号

### (目的)

第1条 この要綱は、平成17年3月31日付社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に定める被保護者同条第2項に定める要保護者(以下「被保護者等」という。)および福祉事務所長が必要と認めた者(以下「支援を必要と認めた者」という。)の自立支援が円滑に行なわれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

### (自立支援プログラム)

第2条 被保護者等および支援を必要と認めた者の自立を支援するためのプログラム(以下「自立支援プログラム」という。)の内容は以下のとおりとする。

- (1) 就労可能な被保護者等に対し、就労意欲喚起を含む多様な就労支援を行い、経済的自立を図るための支援プログラム(就労支援プログラム)
- (2) 精神保健医療の対象でかつ福祉的支援を必要とする被保護者等に対し、地域生活への移行、日常生活サポート、就労の実現などの支援を行い、社会生活の安定と向上を図るための支援プログラム(精神保健福祉支援プログラム)
- (3) 中学3年生の子どもを持つ保護者等に対し、子どもの高校進学に対する動機付けを行うことにより、保護者と子どもの進学意識を高めるとともに、生業扶助、法外援護および各種の貸付金に関する情報提供を行い、高校入学までの支援を行うことで、子どもの社会的自立を促すための支援プログラム(高校進学支援プログラム)
- (4) 多重債務等を抱える被保護者等に対し、日本司法支援センターへの相談および債務解消の助言を行うことにより、対象者の債務の解消および社会生活の自立を図るための支援プログラム(債務整理支援プログラム)
- (5) 金銭管理が困難である被保護者等に対して安定的な生活の維持および自立の促進を図るための支援プログラム(金銭管理プログラム)
- (6) 18歳以下の子どもをもつ保護者等に対し、専門支援員が家庭訪問や面談を通じて子どもの成長過程や保護者の問題など家庭の状況を把握し、その結果に基づき関係機関、各支援事業に繋げ、子どもの健全育成を図るための支援プログラム(子ども家庭支援プログラム)

### (支援対象者)

第3条 自立支援プログラムの対象者(以下「支援対象者」という。)は、以下に掲げる要件全てを満たす者とする。

- (1) 次条に定める自立支援検討会議において前条に定める支援を必要と認めた者
- (2) 自立支援プログラムを受けることに同意した者(ただし、第2条(3)、(4)についてはこの限りではない)

### (自立支援検討会議)

第4条 福祉事務所内に自立支援検討会議を設置する。

2 自立支援検討会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 生活福祉課長
  - (2) 自立支援担当係長
  - (3) 自立支援担当者
  - (4) 査察指導員
  - (5) 地区担当員
  - (6) 専門非常勤職員等、福祉事務所長が必要と認めた者
- 3 自立支援検討会議は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 前条に掲げる支援対象者
  - (2) 実施期間および実施方法
  - (3) 支援経過の評価
  - (4) 支援の経過および終了
- 4 自立支援検討会議は、原則として月1回開催する。
- 5 自立支援検討会議の審議の結果を受けて、福祉事務所長が第3号に掲げる事項について決定する。

(自立支援プログラムの作成、実施および報告)

第5条 前条の規定により支援対象者および実施方法等が決定された後、前条第2項第5号および第6号に定める者（以下「地区担当員等」という。）または品川区専門非常勤職員取扱要綱（昭和55年3月31日区長決定）に基づいて任用される専門非常勤職員は支援対象者別に自立支援プログラムを作成し、これを実施するものとする。

2 地区担当員または専門非常勤職員等は、自立支援プログラムの実施結果を自立支援検討会議に報告しなければならない。

(委託)

第6条 福祉事務所長は、自立支援プログラムの作成および実施を民間事業者等に委託することができる。

2 前項の規定により委託された民間事業者等は、自立支援プログラムの実施結果を自立支援検討会議に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については福祉事務所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。